

名古屋市生活こみち整備促進事業助成金等交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、名古屋市都市計画マスタープランの「戦略的まちづくりの展開」における「重点地域」内の木造住宅密集市街地の狭あい道路を対象として、建築主等に助成金等を交付することにより、狭あい道路と後退通路を合わせた土地を「生活こみち」として一体的な活用の促進を図り、もって、安全で住みやすいまちづくりに資するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項の助成金等の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路及び市長がこの要綱の適用を必要と認めた幅員4メートル未満の道路をいう。
 - (2) 建築主等 建築主、土地の所有者その他土地を使用する権利を有する者をいう。
 - (3) 後退通路 狭あい道路の境界線と当該狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線とにはさまれた部分及び当該狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合において当該がけ地等の道の側の境界線から水平距離4メートルの線とにはさまれた部分（以下「後退用地」という。）であって、一般の通行の用に供する部分をいう。
 - (4) すみきり用地 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線が、幅員4メートル以上の道路の境界線又は他の狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線と交わる箇所において、すみきりの用に供する土地の部分であり、隅角を挟む2辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線が原則3メートルとなるもの。ただし、3メートルとすることが困難である場合は、十分に一般交通の見通しを確保できる距離とすることができる。
 - (5) 道路用地 すみきり用地及び後退用地のうち、この要綱により助成金等の交付の対象となるものをいう。

(整備を促進する狭あい道路)

第 3 条 この要綱に基づき整備を促進し、助成金等の対象とする道路は、別図に示す区域内にある狭あい道路とする。

(助成金等の内容)

第 4 条 市長は、建築主等に対して、予算の範囲内において、次に掲げる助成金等を交付することができる。ただし、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者には、助成金等を交付しないものとする。

- (1) 整備助成金 建築主等が、道路用地を整備し、一般の通行の用に供することに要する費用に対する助成金
 - (2) 通路使用奨励金 建築主等が、道路用地を整備し又は既に道路用地の整備が完了している箇所を一般の通行の用に供することに協力することに対する奨励金
 - (3) 量水器移設助成金 建築主等が、道路用地内にある量水器を道路用地以外の場所に移設することに要する費用に対する助成金
 - (4) 汚水ます等移設助成金 建築主等が、道路用地内にある汚水ます若しくは取付けます等を道路用地以外の場所に移設することに要する費用に対する助成金
 - (5) ガスメーター移設助成金 建築主等が、道路用地内にあるガスメーターを道路用地以外の場所に移設することに要する費用に対する助成金
 - (6) 生垣移植助成金 建築主等が、道路用地内にある生垣を道路用地以外の場所に移植することに要する費用に対する助成金
 - (7) 樹木移植助成金 建築主等が、道路用地内にある樹木を道路用地以外の場所に移植することに要する費用に対する助成金（ただし、樹高 0.5 メートル以上 1 メートル未満を低木、樹高 1 メートル以上 2.5 メートル未満を中木、樹高 2.5 メートル以上を高木とする。）
 - (8) 雑費 建築主等が、後退済プレート及び後退鋸を設置することに要する費用に対するもの
- 2 市長は、次の表の左欄に掲げる場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる助成金等を交付の対象とすることができる。

道路用地を整備していない場合	整備助成金 通路使用奨励金 量水器移設助成金 汚水ます等移設助成金 ガスメーター移設助成金 生垣移植助成金 樹木移植助成金 雑費
道路用地をすでに整備している場合	通路使用奨励金 雑費

(助成金等の額)

第 5 条 前条第 1 項各号に規定する助成金等の額は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金等の交付申請)

第 6 条 第 4 条の助成金等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該助成金等にかかる事業の着手までに生活こみち整備促進事業助成金等交付申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 道路用地の求積図
- (4) 現地写真

3 助成等に係る道路用地について他に土地を使用する権原を有する者がある場合は、申請者は、当該権原を有する者すべての承諾を得なければならない。この場合、第 1 項の申請書には、それらの者すべての承諾書（第 2 号様式）を添付しなければならない。ただし、市長が不要と認める場合はこの限りでない。

(助成金等の交付決定及び後返済プレート等の支給)

第 7 条 市長は、前条第 1 項に規定する助成金等の交付申請があった場合において、当該申請が適切であると認めたときは、助成金等の交付を決定し、その旨を生活こみち整備促進事業助成金等交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知し、後返済プレート及び後退銀（第 4 号様式）を支給するものと

する。

- 2 市長は、前項に規定する助成金等の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(助成金等の交付決定の変更)

第8条 前条第1項の規定により助成金等の交付決定の通知を受けた申請者が、当該交付決定の内容の変更を行おうとするときは、生活こみち整備促進事業助成金等交付変更申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。この場合、申請者は、原則変更を行おうとする部分について説明する図書を添付するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、助成金等の交付決定の内容を変更し、その旨を生活こみち整備促進事業助成金等交付変更決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、助成金等の交付申請を取り下げの場合は、生活こみち整備促進事業交付申請取下書(第7号様式)により市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付決定は、なかったものとみなす。

(完了報告)

第10条 申請者は、第6条の交付申請のあった内容について全て完了した時点で、完了届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の完了届には、完了後の道路用地写真を添付するものとする。

(助成金等の交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による届出の内容を検査のうえ、適切であると認めたときは、助成金等の交付額を確定し、その旨を生活こみち整備促進事業助成金等確定通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金等の交付)

第12条 申請者は、前条の通知後、すみやかに請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき、申請者に助成金等を交付するものとする。

(道路用地の維持管理)

第 13 条 道路用地の維持管理は、建築主等が行うものとする。

(是正要請)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、建築主等に対して是正を要請することができるものとする。

- (1) 助成金等の交付決定の内容及びこれに付した条件、関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 建築主等が道路用地の舗装等を故意又は重大な過失により破損したとき。
- (3) 道路用地の維持管理及び一般の通行の用に供する利用が適正に行われていないとき。

(交付決定の取消及び助成金等の返還)

第 15 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、生活こみち整備促進事業助成金等交付全部（一部）取消通知書（第11号様式）により申請者に通知しなければならない。

- (1) 前条の規定による要請に応じないとき。
- (2) 助成等に係る行為を中止し、又は正当な理由なく遅延したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき。
- (4) 第 4 条第 1 項ただし書に規定する者に該当することとなったとき又は第 6 条第 1 項に規定する申請書を市長に提出した当時に第 4 条第 1 項ただし書に規定する者に該当していたことが判明したとき。
- (5) 前各号に定めるほか、この要綱に反したとき。

2 市長は、助成金等の交付後に前項各号のいずれかに該当する事実があることを知ったときは、既に交付した助成金等の全部又は一部の返還を請求することができる。この場合、市長は、生活こみち整備促進事業助成金等全部（一部）返還請求書（第 12 号様式）により建築主等に通知しなければならない。

(財産の処分等の承認)

第 16 条 規則第 23 条に規定する市長の承認を受けようとする者は、同条に規

定する行為に着手するまでに、生活こみち整備促進事業財産処分等承認申請書（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、財産の処分等を承認し、その旨を生活こみち整備促進事業財産処分等承認通知書（第 14 号様式）により前項に規定する申請を行った者に通知するものとする。

（適用の除外）

第 17 条 この要綱は、次に掲げる事業には適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による市長の許可を受けた開発行為を伴う事業
- (2) 都市計画法に基づく事業等によって整備されるもの。
- (3) 国、地方公共団体、又はこれに準ずる団体が行う建築行為を伴う事業
- (4) その他この要綱を適用することが適当でないものとして市長が認めた事業

（関係書類の保管）

第 18 条 申請者は、この要綱に定める助成金等の関係書類を助成金等の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 29 日から施行する。ただし、この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 7 条第 1 項の規定による申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。